

報告 大飯原発3・4号運転停止行政訴訟・第4回法廷（2013年3月13日）

国の無謀な主張「シミュレーションは被ばく評価の参考にならない」、
「年1 mSvの被ばくでは原告の資格はない」等に鋭く反論

5月22日（水）第5回法廷に集まろう

3月13日14時より約20分、国を相手とする大飯原発3・4号運転停止行政訴訟の第4回法廷が大阪地裁202号法廷で開かれました。原告・支援者約60名が傍聴しました。

法廷に先立ち、3月6日、原告は原告適格（原告としての資格）に関する証拠2点、国は第2準備書面（日付は3月13日付）をそれぞれ提出しました。国は第2準備書面で、原告適格に関する原告側準備書面（2）（昨年12月25日付）に反論してきました。これに対し、原告は、法廷当日に、国の第2準備書面に対する反論として証拠を2点、また、放射性物質拡散シミュレーションに関して全方位の100%値の公開を求める申出書を提出しました。

冒頭、裁判長は、原告側に申出書の趣旨と内容を確認しました。冠木弁護士は、任意の提出を求めるものであること、現在100%値は南方向しか公表されていないが、規制庁は他の15方位についても100%値を持っているので、それを出すことを求めていると説明しました。裁判長が国にどうするかと問うと、国は、検討させてもらおうと答えました。

次に、裁判長は、原告側に対して、国の第2準備書面に対してどうするか尋ねました。原告側は、反論すべき点は多々あるが、今回は重要な2点、原告適格を根拠づける条文（訴えの根拠となる条文）の問題と放射性物質拡散シミュレーションに関する問題について口頭で述べると答えました。

原告適格を意図的に狭めようとする国の主張に反論

まず、瀬戸弁護士が、原告適格を根拠づける条文の問題について反論しました。原告は、電気事業法40条を根拠に運転停止を求めています。電気事業法40条は、事故によって人体に危害が及ばないように、技術基準を満たさない原発等の電気工作物に対して運転停止させる等の措置をとるといふものです。しかし、国は第2準備書面等で、原告が指摘している制御棒挿入性等の問題は、技術基準の問題ではない、それ故、電気事業法40条が適用される問題ではないと決めつけています。瀬戸弁護士は、電気事業法40条のみから原告適格が認められることを改めて主張しました。

また、原告は、準備書面（2）で、電気事業法に加え、関係法令である原子炉等規制法（炉規法）が生命・健康の保護を目的としていることからしても、原告適格が認められるべきだと主張していました。これは、行政事件訴訟法で、原告適格を考える際、訴えの根拠となる法令と共通の目的を持つ関係法令も考慮すべき（9条2項）とされていることを根拠としています。しかし、国は第2準備書面で、非常に厳密な関係がなければ関係法令とは言えないとして、炉規法は関係法令ではないと主張してきました。これに対して、瀬戸弁護士は、行政事件訴訟法9条2項は、司法の行政に対するチェック機能を強化するためになされた法改正の際に新設されたもので、原告適格を拡大する方向で解釈すべきだと反論しました。

ICPR自身がしきい値無し立場に立っている

次に、武村弁護士が、原子力規制庁の放射性物質拡散シミュレーションに関する問題について

3点、反論しました。

国は、第2準備書面で、このシミュレーションは、防災対策を重点的に行う地域を決定するために作成されたものであって、原告適格を基礎づける被ばく評価を示すものではないと主張しました。これに対し、武村弁護士は、原告はこのシミュレーションを、目的の相違などは十分に認識した上で取り上げていると反論しました。そして、国自身がこのシミュレーションを使って原発事故時の放射性物質拡散予測をしているのであるから、これを使用して非難されるいわれはないと述べました。

また、国は、第2準備書面で、このシミュレーションは、精度や信頼性に限界があるから原告適格を論じる上で参考とならないと主張しました。これに対して、武村弁護士は、「原告は、過去の事実における損害について具体的に述べているのではなく、将来起こり得る可能性を主張している。予測の段階では一定の限界があるのは当然であり、限界があるから参考にならないというのは何ら反論にならない」と述べました。

さらに、国は、第2準備書面で、「ICRPによれば・・・年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量ががんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない」等とし、「年間1ミリシーベルトの被ばくをもって原告適格を基礎づけることはできない」と主張しました。これに対して、原告は、ICRP（国際放射線防護委員会）自身がしきい値（これ以下ならば影響なしという値）は無いという立場に立っていることを証拠（甲35号証）として提出しました。武村弁護士はこれに即して国の主張を厳しく批判しました。

改正炉規法施行を見据え進行協議

裁判長は、原告に対して、これらの口頭で反論した内容について、書面で提出するように求めました。一方、国に対しては、原告から出されている資料等も踏まえ、また、改正炉規法も前提とした上で、原告適格について主張はあるかと尋ねました。国は、「改正炉規法施行後の原告の主張が分からないので、現時点での反論はこの程度だと考えている。原告の再反論を見て検討する」と答えました。

法廷の後、別室で、7月の炉規法の改正を見据え、進行協議が行われました。原告側は、弁護士5名と事務局から9名が参加しました。原告側は、改正炉規法施行後も、適用条文が変わるくらいで、安全性に関する論点は変わらないだろうと述べました。

報告会 原告適格に関する国の主張の問題点、改正法施行後の争点等について活発な議論

法廷及び進行協議終了後、近くのホテルの会場で報告会を行い、約40名が参加しました。共同代表と弁護団から法廷と進行協議の報告を受け、議論しました。

冠木弁護士は、今回の法廷と進行協議の全体について報告しました。国は原告適格の問題でいろいろと反論し続けているが、国の主張は、ごねているだけで、質が非常に悪いと強調しました。また、原告としては、改正炉規法施行後も、適用条文が変わるくらいで、安全性の問題については論点を変更する必要はなく、本案（中身）の審議に入ったら、証拠を出来るだけ早く出していき、実質的審議を求めていく方針にしたいと話しました。大橋弁護士は、国がこのような屁理屈ばかり言っていると、裁判所からしても国の主張が信用できなくなるのではないかと指摘しました。

谷弁護士は、今回出した申出書について「国が全く公表しようとしないので、裁判所を介して出すように求めた。強制力をもった命令という方法も可能ではあるが、まずは任意の提出を求めた。様々な手を尽くしても国が出さないということを裁判所に分かってもらえればと思っている」

と説明しました（3月28日、国は、データは存在しないとの大ウソの回答を出してきました）。議論の中で、小山共同代表から、改正炉規法施行により変わる点が2つ紹介されました。「これまでは運転中の原発を止めることについては、除外規定により、炉規法は適用されず、電気事業法40条が適用されることになっていた。しかし、改正炉規法では除外規定が無くなり、炉規法の枠内で全て判断できるようになる。また、炉規法には設置許可基準を定めている条項があるが、改正後は、それに違反した時に運転停止命令を出せるようになる。国は、現行法に基づき、設置許可の段階までさかのぼって運転停止命令は出せないと『段階的規制』を主張しているが、この主張は改正炉規法施行後には崩れる。私達にとって非常に有利になる。裁判官もこれらの点をよく見ている感じだ」との話がありました。

次回第5回法廷は、5月22日（水）15時から15時半、202号大法廷で行われます。100名入れる傍聴席を原告・支援者で埋め尽くしましょう。

5月22日（水） 大飯3・4号運転停止行政訴訟・第5回法廷 15：00～15：30 大阪地方裁判所202号大法廷 終了後、報告会 16：50まで AP大阪4階（淀屋橋駅すぐ。京阪淀屋橋ビル4階）

2013年5月9日

おい原発止めよう裁判の会事務局

連絡先：〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階美浜の会気付

TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581 E-mail:mihama@jca.apc.org